平成 18 年 12 月 1 日現在

安全衛生設備等設置助成要綱

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団
（通称 / あんしん財団）

安全衛生設備等設置助成要綱

１　目　　的

中小企業における労働災害を防止するため、安全衛生設備等を設置（増設・改造・修理及び備付けを含む。以下同じ。）した中小企業に対して、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団（以下「本法人」という。）が助成措置を講ずることによりその設置を促進し、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

２　助成地域

本法人の事業地域の全域を助成地域とする。

３　助成対象企業

本法人の助成地域内において第４項に該当する安全衛生設備等を設置した本法人の会員企業であること。（自企業からの購入・修理等によるものを除く。）

４　助成の内容

この要綱で助成の対象とする設備等は、労働安全衛生法施行令第１２条、第１３条、第１５条に定める安全衛生設備等及び、その他の災害防止設備等であって、別に定める「安全衛生設備等助成対象設備一覧」（以下「対象設備一覧」という。）のⅠ群・Ⅱ群及びⅢ群に掲げるもの（以下「助成設備等」という。）とする。

５　助成事由の発生

（１）助成事由発生日は、本助成要綱に基づいて助成設備等の設置（購入）を完了した日とする。

（２）助成設備等の設置（購入）日と、それに要した費用の支払い日が異なる場合は、助成設備等の設置（購入）日を助成事由発生日とする。

（３）本助成要綱による助成事由については、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の本法人への加入日の翌日の午前０時以降に発生したものを助成対象とする。

６　助　成　額

（１）助成設備等の設置に要した費用（３千円以上の場合に限る）の２分の１を上限に、１企業１年度間の助成限度額を被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに２万円を追加するものとする。

被共済者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
助成限度額	1万円	1万5千円	2万円	3万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円

（２）他の助成要綱による助成額を合算した１企業１年度間の本法人からの助成総限度額は、被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに３万円を追加するものとする。

被共済者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
助成総限度額	1万5千円	2万5千円	3万5千円	5万円	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円

（３）助成は本法人が当該年度において計上した予算額の範囲内とする。
（４）助成限度額及び助成総限度額は、助成事由発生日の時点における被共済者数を基準とする。
　なお、申請者の被共済者の増・減員により、被共済者数に変更があった場合、変更届出がなされた日の翌日から変更後の被共済者数を基準として適用する。
（５）１企業に対する助成限度額及び助成総限度額の「１年度間」は４月１日から翌年の３月３１日の間とし、その所属年度は申請者が様式１「安全衛生設備等設置助成申請書」（以下「様式１」という。）に記載した申請日を基準とする。
（６）上記（５）につき、様式１の申請日が３月３１日以前のもので当該申請の本法人への到着が４月１日以降の申請分の所属年度については、４月末日までに到着したものについては様式１の申請日と同一年度の扱いとし、４月末日を越えて到着した申請分については次年度の扱いとする。

７　助成の申請

申請者は、助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に次に掲げる書類を様式１に添付し、申請者の所在地（本社）を管轄する本法人支局へ提出する。
（１）助成設備等の費用の領収書の写（宛名個所に申請者名が明記されたもの。分割払の場合は契約書と初回の支払を証明するもの）
（２）助成設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写
（３）局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出した計画届（設置、移転、変更）の写
（４）スタッドレスタイヤについてはこれを装着する車両の車検証の写
（５）対象設備一覧Ⅱ群３２項目に掲げる助成設備等のうち、ボイラー（圧力容器等）・クレーン（移動式クレーン）・動力プレス機械・アセチレン溶接機（ガス集合溶接装置）については所轄の労働基準監督署に提出した専用届出書類の写
（６）設置した助成設備等のカタログ（対象設備一覧のⅡ群及びⅢ群に掲げる助成設備等については、カタログがない場合は設置した設備の写真でも可）

８　助成の支給及び決定等

（１）本法人支局は、前項の申請書に基づいて助成の審査を行う。
（２）審査の結果、助成可の場合は様式２により本法人より申請者に通知するとともに助成金支払手続きを行い、申請者の本法人会費振替口座に助成金を振込む。
（３）助成金は、助成事由発生日が属する月の会費（新規・増員の場合は初回会費）の振替確認後に支払うものとする。
（４）助成しない決定をしたときは、本法人は申請者に対し様式３によりその旨通知する。
（５）申請の際に、第 7 項に掲げる申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者が当該申請の本法人支局到着日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、当該申請の権利を失効したものとする。
（６）審査結果に関する異議申し立て期限は、審査決定を知った日の翌日から１８０日以内とする。

附　　則

１　この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

２項～２０項　省　略

２１　この要綱は、平成１８年１２月１日から施行する。

様式2～3は省略

様式　1

平成　年　月　日

安全衛生設備等設置助成申請書

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団

＿＿＿＿＿＿＿支　局　長　殿

下記のとおり安全衛生設備等設置助成要綱に基づいた助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

（1）助成申請は、助成要綱第５項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（2）決定される助成金額は助成要綱第６項の（1）から（6）までの各項目の適用を受けるものとします。
（3）助成申請の所属年度については助成要綱第６項の（5）、（6）の適用を受けるものとします。
（4）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第７項によるものとします。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請企業会員番号	事業内容	総労働者数	被共済者(加入者)数	代表印
		名	名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請企業名称		代表者の役職と氏名		印
申請企業所在地		ＴＥＬ	ＦＡＸ	
〒				

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿

記

1　設置助成設備等の種類・設置(購入)年月日(太枠内は必ずご記入ください)

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1.	年　月　日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

2　必要添付書類

（1）助成設備等の費用の領収書の写
（2）助成設備等の費用の請求書又は明細書等の写
（3）カタログ
（4）車検証の写（スタッドレスタイヤの場合）
（5）専用届出書類の写（ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械、アセチレン溶接機(ガス集合溶接装置)について。所轄労働基準監督署へ提出したもの）
（6）計画届の写（局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出したもの）

安衛

様式　1

記入例(凸部分にご注意下さい)

平成　　年　　月　　日

申請日(記入日)を必ずご記入ください。特に年度末は要綱6項(6)にある通り、助成の所属年度の1つの基準となります。

安全衛生設備等設置助成申請書

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団
＿＿＿＿＿＿＿＿支　局　長　殿

※ご申請は、設置に要した費用が 3,000 円以上の場合です。

下記のとおり安全衛生設備等設置助成要綱に基づいた助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

（1）助成申請は、助成要綱第５項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（2）決定される助成金額は助成要綱第６項の（1）から（6）までの各項目の適用を受けるものとします。
（3）助成申請の所属年度については助成要綱第６項の（5）、（6）の適用を受けるものとします。
（4）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第７項によるものとします。

法人事業所は法人代表印、個人事業所は事業主の印を必ず押印してください。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請企業会員番号	事業内容	総労働者数	被共済者(加入者)数	代表印
1 2 3 4 5 6 7 8	**運送業**	**10名**	**2名**	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請企業名称		代表者の役職と氏名		
株式会社あんしん運輸		**代表取締役　あんしん　太郎**		印
申請企業所在地		TEL	FAX	
〒160-0016　新宿区信濃町３４		**03-5362-2326**	**03-5362-2066**	

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※　名　称　**株式会社あんしん運輸　埼玉営業所**
所在地　〒 330-0802 **さいたま市大宮区宮町４－１２９**
責任者職氏名　**所長　あんしん　次郎**
TEL　**０４８－６４７－６５８１**

設置（購入）した設備名、年月日を記入してください。

申請期限は設置した翌日から180日以内（必着）

記

1　設置助成設備等の種類・設置(購入)年月日(太枠内は必ずご記入ください)

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1. **運搬用台車**	**23 年 11 月 1 日**		5.	年　月　日	
2. **作業用保護手袋**	**23 年 11 月 8 日**		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

2　必要添付書類

（１）助成設備等の費用の領収書の写
（２）助成設備等の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ
（４）車検証の写（スタッドレスタイヤの場合）
（５）専用届出書類の写（ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械
アセチレン溶接機(ガス集合溶接装置)について。所轄労働基準監督署へ提出したもの）
（６）計画届の写（局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス
処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出したもの）

※(1)・(2)・(3)は、助成金を申請する場合に必ず添付してください。
※(4)は対象設備を装着した業務用車輌(法人事業所は法人名義、個人事業所は事業主名義)の車検証です。
※(5)・(6)は所轄労働基準監督署に提出する計画届及び設置届です。該当の設備は必ず添付してください。

領収書は事業所の宛先、○○代として～と明細の記入のあるものを。詳細は裏面をご覧ください

23.11

安全衛生設備等設置助成のご申請の添付書類について(必ずご覧ください)

申請書(様式1)にご添付いただく必要書類が欠けているとご申請を受付けることができません。ご申請前に、**下記必要添付書類が揃っている**か今一度ご確認ください。

（１）助成対象設備等の費用の領収書の写
（２）助成対象設備等の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ
（４）車検証の写(スタッドレスタイヤの場合)
（５）専用届出書類の写(ボイラー(圧力容器等)、クレーン(移動式クレーン)、動力プレス機械、アセチレン溶接機(ガス集合溶接装置)について。所轄労働基準監督署へ提出したもの)
（６）計画届の写(局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出したもの)

領収証については下記の事項が全て記載されているかご確認をお願いします。「領収証」と記載があっても下記事項が一つでも抜けている場合は申請の添付書類としてお使いになれませんのでご注意ください。

必ず所定の宛名欄があり、そこにご申請者（会員）のお名前が記載されていることが必要です。※会員登録が法人の場合は法人宛、個人の場合は屋号または事業主宛。

お支払日

領　　収　　証

株式会社あんしん運輸　様

平成 23 年 11 月 1 日

金額　　¥12,345－

但　業務用台車代として
上記金額正に領収いたしました

東京都新宿区信濃町 34
株式会社安心商会
TEL 03-0000-0000

ご購入先の名称が記載されているもの

金額、ご購入品目は必ず記入してもらってください。**品目が「品代」となっている場合や複数のご購入品目がある場合等は別途購入品目、単価が分かる明細が必要です**

～　ご注意下さい　～

【ネットバンキングでお支払をご検討の方へ】
支払後の結果画面の写しをご添付ください（金融機関によっては、予約画面表示後は履歴が表示されない場合もありますので、事前に領収書の発行をご依頼されることをお勧めします)。

【カタログ、取扱説明書の写しの代わりに写真の添付をご検討の方へ】
「助成対象安全衛生設備等一覧」のⅡ群、Ⅲ群については、カタログがない場合は写真で代用できますが、その際にはメーカーや型番の分る部分を掲載してください。

23.11

平成２０年４月１日現在

助成対象安全衛生設備等一覧

－ご注意事項－

ご申請の前に必ずお読みください。

この一覧に掲載の設備等につきましては、安全衛生設備等設置助成要綱の目的である事業所の労働災害防止と安全衛生環境の向上を目的としたものを対象としています。

設備によってはレジャーや趣味などの用途に転用できるもの（例：釣りで使用する救命胴衣や庭木の手入れのための脚立）がありますが、そのようなお仕事外の目的で購入された場合は対象となりません。

また、お仕事上の設備であっても定期保守点検やクリーニング、消耗品の交換や既存設備の移設のみの場合も対象となりませんので、ご注意ください。

お客様の助成のご申請の内容によっては、必要に応じてお客様あるいは購入先等にお問合せさせていただくことがございますので、ご了承ください。

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団
（通称 / あんしん財団）

Ⅰ群　安全衛生設備等

１　ボイラー、圧力容器等の安全弁その他の付属品

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

２　クレーン又は移動式クレーンの巻過防止装置（水圧又は油圧式クレーン又は移動式クレーンの安全弁を含む）

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

３　動力プレス機械又はシャーの安全囲い又は安全装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。
厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

４　防爆構造電気機械器具

厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

５　防じんマスク又は防毒マスク

厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

６　研削盤又は研削といしの覆い

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

７　木材加工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。
歯の接触予防装置については厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

８　手押しかんな盤の刃の接触予防装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

９　アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

１０　交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。
厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

１１　絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業用器具又は絶縁用防護具

絶縁用保護具、絶縁用防具については厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

１２　フォークリフトのヘッドガード又はバックレスト

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

１３　保護帽（物体の飛来、落下又は墜落による危険を防止するためのもの）

建設・製造加工・土木作業時に従事する場合、及び災害時に着用するもので、厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

１４　安全帯（墜落による危険を予防するためのもの）

１５　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置

労働基準監督署に計画届（設置、移転、変更）の提出が必要な設備に限ります。

Ⅱ群 その他の災害防止設備等

１　運搬用台車又はハンドトラック

２　安全靴、静電靴　　作業靴は対象外です。

３　保護眼鏡、保護ゴーグル(防じん、飛来防止、溶接)

４　溶 接 面

５　ＶＤＴ作業用モニターの画面フィルター　　業務用モニターに設置するものに限ります。

６　作業用保護手袋

７　安全確認用カーブミラー

８　警 報 器　　不法侵入・ガス漏れ・火災発生などを職場の人員及び契約警備会社等に報知することを目的として、職場に固定して設置する警報器に限ります。

９　救命胴衣　　船舶などに設置が義務付けられているものなど、業務用に使用するものが対象です。

１０　防音保護具

１１　消火器　　スプリンクラーや消火栓は対象となりません。

１２　乗車用ヘルメット　　ＰＳＣマーク又はＳＧマークがあるもの、又はJIS規格のものに限ります。

１３　タイヤチェーン　　業務用車輌に装着するものに限ります。

１４　パイロン、カラーコーン、誘導灯

１５　反射材入りベスト

１６　避難ばしご、緊急避難用緩降器等の避難器具

１７　極寒作業服　　氷点下の冷凍倉庫内にて作業するために製造された、専用のものに限ります。
既製品のジャンパー等は対象外です。また一般の作業服も対象外です。

１８　防網（安全ネット）
労働安全衛生規則第５１８条の２・同５１９条の２により、設置を義務付けられているものが対象となります。

１９　ガス検知器、警報器（酸素、硫化水素、一酸化炭素、可燃性ガス用のものに限る）
酸欠用、硫化水素用の検知器については、酸素欠乏症等防止規則第３条・４条によるものとします。
一酸化炭素用の検知器については、労働安全衛生規則第５７８条によるものとします。
可燃性ガスの検知器については、労働安全衛生規則第３８２条の２及び３によるものとします。

２０　二段手すり（先行手すり）
手すり先行工法に関するガイドラインにより、建築現場での足場に装着するものとして、仮設メーカーにより製造されたものに限ります。

２１　化学防護服　　JIS規格のものに限ります。

２２　タコグラフ（デジタルタコグラフを含む）

２３　車載用安全確認放送装置

２４　スタッドレスタイヤ

法人事業所においては法人名義の、個人事業所においては事業主名義の車輌でかつ業務用車輌に装着するものに限ります。申請の際に車検証の写しが必ず必要です。助成は上記対象車輌１台につき１回（1セット）までとし、また当該車輌は次年度以降は対象外となります。なお２輪車用は対象となりません。また車輌への着脱に関わる費用とホイール部分も対象となりません。なお、スタッドレスタイヤを装着する対象車輌がリース車輌である場合は対象となりません（ただし当該車輌に装着することとして、リース契約以外で別途に事業所の経費により購入した場合を除く）。

２５　ドライブレコーダー

２６　つま先板（幅木）

手すり先行工法に関するガイドラインにより、建築現場での足場に装着するものとして、仮設メーカーにより製造されたものに限ります。

２７　送気マスク、電動ファン付呼吸用保護具　　JIS 規格のものに限ります。

２８　アルコール検知器（アルコールチェッカー）

事業所で業務上運転が必要な場合に、運転を担当する要員の飲酒・酒気帯びの有無を事前に確認するために使用するものに限ります。

２９　静電気帯電防止服（静電服）　　JIS 規格又は IEC 規格に適合するものに限ります。

３０　コーンバー及びコーンウェイト

３１　電動シャッターの安全装置

３２　Ⅰ群の１、２、３、６、７、８、９、１０、１２に掲げる安全装置を具備した機械本体を新たに購入・設置したもの。（修理・改造は対象となりません）。

1、2、3（動力プレス機械）、9に掲げる安全装置を具備した機械設備本体の場合は、所轄の労働基準監督署に専用書式による設置届出が必要な設備に限ります。

Ⅲ群　職場環境改善設備等

１　照明設備　　電気スタンド、看板、及び蛍光灯等の消耗品の交換は対象外です。

２　自動ドア

３　電動シャッター

４　手動シャッター

５　空調機器（エアコン、空気清浄機、加湿器、除湿器等）　　車両用を除きます。

６　換気装置（分煙機、換気扇等）　　車両用を除きます。

７　リフト　　資材、車両用とし、小荷物専用昇降機以外のエレベーターとゴンドラを除きます。

８　手すり又は階段等の滑り止めの設備

９　作業用踏み台又は脚立、はしご

１０　集じん機

１１　除雪機　　融雪機及びスノーダンプ、スコップ等は対象となりません。

１２　ハンドドライヤー（ジェットタオル、エアータオル等）

１３　書庫等転倒防止器具

あんしん財団

http://www.anshin-zaidan.or.jp/

災害防止部 北東京支局・南東京支局・西東京支局	〒160－0016	東京都新宿区信濃町 34　ＪＲ信濃町ビル５階 電話　03(5362)2326（直） ※管轄事業地域　　東京都全域
神奈川支局	〒231－0013	神奈川県横浜市中区住吉町 2－22　松栄関内ビル７階 電話　045(664)6081（代） ※管轄事業地域　　神奈川県
埼 玉 支 局	〒330－0802	埼玉県さいたま市大宮区宮町 4－129　大栄ツインビルN館３階 電話　048(647)6581（代） ※管轄事業地域　　埼玉県
千 葉 支 局	〒260－0013	千葉県千葉市中央区中央 1－11－1　千葉中央ツインビル１号館８階 電話　043(225)9011（代） ※管轄事業地域　　千葉県
静 岡 支 局	〒420－0859	静岡県静岡市葵区栄町 4－10　静岡栄町ビル３階 電話　054(273)8232（代） ※管轄事業地域　　静岡県
茨 城 支 局	〒310－0021	茨城県水戸市南町 1－3－35　水戸南町第一生命ビル７階 電話　029(227)0701（代） ※管轄事業地域　　茨城県
栃 木 支 局	〒320－0026	栃木県宇都宮市馬場通り 2－1－1　NOF 宇都宮ビル４階 電話　028(634)2581（代） ※管轄事業地域　　栃木県
群 馬 支 局	〒370－0849	群馬県高崎市八島町 58－1　ウエスト・ワンビル８階 電話　027(326)1772（代） ※管轄事業地域　　群馬県
山 梨 支 局	〒400－0031	山梨県甲府市丸の内 2－30－2　甲府第一生命ビル５階 電話　055(228)2981（代） ※管轄事業地域　　山梨県
長 野 支 局	〒380－0835	長野県長野市新田町 1508－2　明治安田生命長野ビル８階 電話　026(231)5057（代） ※管轄事業地域　　長野県
東 海 支 局	〒450－0002	愛知県名古屋市中村区名駅 3－3－2　志摩ビル７階 電話　052(541)3071（代） ※管轄事業地域　　愛知県、岐阜県、三重県
北 陸 支 局	〒920－0919	石川県金沢市南町 2－1　北國新聞会館１７階 電話　076(263)0711（代） ※管轄事業地域　　石川県、福井県、富山県
新 潟 支 局	〒950－0087	新潟県新潟市中央区東大通 1－2－25　北越第一ビル９階 電話　025(244)2181（代） ※管轄事業地域　　新潟県
東 北 支 局	〒980－0014	宮城県仙台市青葉区本町 1－1－1　三井生命仙台本町ビル１０階 電話　022(711)3891（代） ※管轄事業地域　　宮城県、福島県、山形県
北東北支局	〒020－0024	岩手県盛岡市菜園 1－12－10　日鉄鉱盛岡ビル４階 電話　019(624)9081（代） ※管轄事業地域　　岩手県、秋田県、青森県
北海道支局	〒060－0061	北海道札幌市中央区南１条西 6－15－1　札幌あおば生命ビル９階 電話　011(207)0341（代） ※管轄事業地域　　北海道
九 州 支 局	〒812－0036	福岡県福岡市博多区上呉服町 10－1　博多三井ビルディング６階 電話　092(263)6061（代） ※管轄事業地域　　福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

◎助成に関するお問い合わせは、貴社の本社所在地を管轄する上記の部・支局まで